7　政府は、東日本大震災により甚大な被害が生じたことを踏まえ、原子力災害を含む大規模災害へのより機動的かつ効果的な対処が可能となるよう、大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

8　政府は、東日本大震災における原子力発電所の事故を踏まえ、地方公共団体に対する原子力事業所及び原子力事故に伴う災害等に関する情報の開示の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるとともに、関係者間のより緊密な連携協力体制を整備することの重要性に鑑み、国、地方公共団体、住民、原子力事業者等の間及び関係行政機関間の情報の共有のための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

9　原子力事業者は、原子力施設の安全性の確保及び事故の収束につき第一義的責任を有することを深く自覚し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の規定により講ずることとされる措置のほか、その原子力施設ごとに、当該原子力施設における事故の発生及び当該事故による災害の拡大の防止に関し、万全の危機管理に係る体制を整備するため、一層の自主的な対策を講ずるよう努めるものとする。

（国会法の一部改正）

**第七条**　国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第二項中「公正取引委員会委員長」の下に「、原子力規制委員会委員長」を加える。

（鉱山保安法の一部改正）

**第八条**　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四十六条及び第五十一条中「原子力安全・保安院」を「経済産業省」に改める。

第五十八条第二項中「原子力安全・保安院長」を「鉱山保安主管局長（経済産業省の内部部局として置かれる局で鉱山における保安に関する事務を所掌するものの局長をいう。）」に改める。

（中央鉱山保安協議会に関する経過措置）

**第九条**　この法律の施行の際現に従前の原子力安全・保安院の中央鉱山保安協議会の委員である者は、この法律の施行の日に、前条の規定による改正後の鉱山保安法（以下この条において「新鉱山保安法」という。）第五十四条第一項の規定により経済産業省の中央鉱山保安協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新鉱山保安法第五十五条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日における従前の原子力安全・保安院の中央鉱山保安協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の鉱山保安法第五十六条第一項の規定により互選された従前の原子力安全・保安院の中央鉱山保安協議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、新鉱山保安法第五十六条第一項の規定により経済産業省の中央鉱山保安協議会の会長として互選され、又は同条第三項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

**第十条**　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三　原子力規制委員会の委員長及び委員

第一条第二十七号を次のように改める。

二十七　削除

第一条第五十四号を次のように改める。

五十四　削除

別表第一官職名の欄中「公正取引委員会委員長」を「公正取引委員会委員長　原子力規制委員会委員長」に、「国家公安委員会委員」を「国家公安委員会委員　原子力規制委員会委員」に改め、「原子力安全委員会の常勤の委員」を削る。

（地方税法の一部改正）

**第十一条**　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五十一条第四項中「第二十条第三項又は第五項」を「第二十条第二項」に改める。

附則第五十二条第二項第一号中「原子力災害対策特別措置法第二十条第三項」を「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十条第三項」に改める。

附則第五十五条の二第一項中「第二十条第三項又は第五項」を「第二十条第二項」に改める。

（原子力基本法の一部改正）

**第十二条**　原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「利用」の下に「（以下「原子力利用」という。）」を加える。

第二条中「原子力の研究、開発及び利用」を「原子力利用」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。

第一章の次に次の二章を加える。

**第一章の二**　原子力規制委員会

**第三条の二**　原子力利用における安全の確保を図るため、別に法律で定めるところにより、環境省の外局として、原子力規制委員会を置く。

**第一章の三**　原子力防災会議

（設置）

**第三条の三**　内閣に、原子力防災会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

**第三条の四**　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原子力災害対策指針（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第六条の二第一項に規定する原子力災害対策指針をいう。）に基づく施策の実施の推進その他の原子力事故（原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故をいう。次号において同じ。）が発生した場合に備えた政府の総合的な取組を確保するための施策の実施の推進

二　原子力事故が発生した場合において多数の関係者による長期にわたる総合的な取組が必要となる施策の実施の推進

（組織）

**第三条の五**　会議は、議長、副議長及び議員をもつて組織する。

2　議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3　副議長は、内閣官房長官、環境大臣、内閣官房長官及び環境大臣以外の国務大臣のうちから内閣総理大臣が指名する者並びに原子力規制委員会委員長をもつて充てる。

4　議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一　議長及び副議長以外の全ての国務大臣並びに内閣危機管理監

二　内閣官房副長官、環境副大臣若しくは関係府省の副大臣、環境大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

（事務局）

**第三条の六**　会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2　事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3　事務局長は、環境大臣をもつて充てる。

4　事務局長は、議長の命を受け、命を受けた内閣官房副長官補及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣の協力を得て、局務を掌理する。